

帆走指示書

(Sailing Instructions)

1 規則

- 1.1 本大会は『2013-2016 セーリング競技規則』(以下『規則』という)に定義された規則を適用する。
- 1.2 メダル・レースはアンパイア制を採用し、この帆走指示書に記載された『帆走指示書付属文書 Q』が他の帆走指示書に優先して適用される。

2 追加の識別

- 2.1 レース中、艇はセール上部に添付図 A に示す通りに識別番号シールを表示しなければならない。
- 2.2 レース中のそれぞれの日に、その日の開始時に大会順位の 1 位、2 位、3 位の艇の乗員は、それぞれ黄色、青色、赤色のビブを表示着用しなければならない。ビブはレース委員会事務局で配付される。順位が未確定の場合は、暫定順位で配付される。2 艇が同順位の場合、艇長のみ配布される。

3 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部に設置された公式掲示板に掲示する。

4 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の最初のスタート予告信号予定時刻の 90 分前までに掲示する。レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 までに掲示する。

5 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、大会本部前の信号柱に掲揚される。
- 5.2 音響信号 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 40 分以降に発する。[[艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない]」ことを意味する。
- 5.3 D 旗がディビジョン旗またはフリート旗の上に掲揚された場合、当該ディビジョンまたは当該フリートに適用される。
- 5.4 Y 旗が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 が適用される。これは第 4 章前文を変更している。

6 レース形式

- 6.1 本大会はオープニングシリーズとメダル・レースで構成される。オープニングシリーズは、予選シリーズと決勝シリーズで構成される。メダル・レースに出場しない艇のための追加のレースは、メダル・レースの前に行われる。
- 6.2 各レースは以下の通りに行われる。
 - (a) 予選シリーズ
 - (1) 全艇を出来るだけ均等な数の 4 つのディビジョン (赤、青、黄、緑) に分け、それぞれ 2 つのディビジョンのレースを 1 つのフリートとし、2 つのフリート (A フリート・B フリート) の成立を以って 1 レース完了とする。添付図 B にスタートの予定を示す。
 - (2) ディビジョンは出艇申告時以前に通達し、ディビジョンリボンは出艇申告以前にレース委員会事務局から支給される。また、ディビジョンリボンは帰着申告時にレース委員会事務局に返却しなければならない。
 - (3) 艇は、ディビジョンリボンをメインセイルトップバテンエンドに確実に取付ける事。(取付け不可能な場合はマスト・トップでも可)
 - (4) 各日のレースが終了後、艇はシリーズの成績をもとに新たなディビジョンに割り当てられる。ディビジョンは、各日 20:00 時点の順位 (確定していない場合は暫定順位) をもとに割り当てられる。(1 位 赤、2 位 青、3 位 黄、4 位 緑、5 位 緑、6 位 黄、7 位 青、8 位 赤、以下

同様に割り当てる) 但し、2艇以上が同順位の場合、それらの艇は、次のレースで対戦するように割り当てられる。

(b) **決勝シリーズ**

予選の成績順に上位半数のゴールド・フリートと下位半数のシルバー・フリートにグループ分けしてスタートさせる。ゴールド・フリートはシルバー・フリートと同数、又はシルバー・フリート+1艇とする。

(c) **追加のレース**は、決勝シリーズのゴールド・フリートの11位以下とシルバー・フリートがレースを行う。このレースの得点は決勝シリーズの一連の得点に加えられる。

(d) **メダル・レース**

メダル・レースは決勝シリーズの上位10艇(当日の8:00に公式掲示板に掲示される)が出場できる。メダル・レースの得点は決勝シリーズの一連の得点に加えられるが、除外できない得点となる。メダル・レースの詳細は、添付の『帆走指示書付属文書Q』に示す。

7 レース日程

7.1 レース日程

日付	レースの種類	予定レース数	最初のレースの予告信号予定時刻
11月20日(水)	予選	2	13:25
11月21日(木)	予選	4	09:25
11月22日(金)	決勝	3	09:55
11月23日(土)	決勝	3	09:55
11月24日(日)	11位以下の追加のレース	1	09:25
	メダル・レース(1~10位)	1	12:55

レース委員会は、11/22及び11/23は4レースを行うことがある。この場合指示4に従い通告される。

7.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

7.3 最終日の11位以下の追加のレースは10:30を越えて、メダル・レースは14:00を越えて予告信号が発せられることはない。

8 クラス旗

8.1 クラス旗(ディビジョン旗、フリート旗)は以下の通りとする。

予選シリーズ	ディビジョン 赤……………赤色旗
	ディビジョン 青……………青色旗
	ディビジョン 黄……………黄色旗
	ディビジョン 緑……………緑色旗
決勝シリーズ	ゴールド・フリート……………470旗(白地に青字で470)
(追加のレースを含む)	シルバー・フリート……………470旗(ピンク地に青字で470)
メダル・レース……………	470旗(白地に青字で470)

9 レース・エリア

添付図Cにレース・エリアの位置を示す。レース委員会は状況によりレース・エリアを移動することがある。

10 コース

10.1 添付図Dに、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

10.2 トラペジッド・コースのコース識別信号旗は以下の通りとする。

アウトター・ループ……………数字旗1 インナー・ループ……………数字旗2

数字旗は予告信号以前に掲揚され、準備信号降下とともに降下される。

- 10.3 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 10.4 メダル・レースで帆走するコースは『帆走指示書付属文書 Q』に示す。

11 マーク

- 11.1 添付図 D で示すマーク 1、2、3、4 は、オレンジ色三角錐形のブイとする。マークに数字は付されていない。
- 11.2 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 11.3 フィニッシュ・マークはポートの端にあるレース委員会艇と、スターボードの端にある黄色円筒形ブイとする。
- 11.4 指示 13 に規定する新しいマークは、黒色三角錐形のブイとする。

12 スタート

- 12.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 12.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。(添付図 E にスタート・エリアを示す)
- 12.3 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった (DNS) と記録される。これは規則 A4 及び A5 を変更している。
- 12.4 準備信号として『U旗』が掲揚された場合には、スタート信号の 1 分間に艇体、乗員または艀装の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしで失格とされる。ただし、レースが再スタート、再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とされない。これは規則 26 を変更している。この規則が適用される場合には、規則 29.1 は適用されない。これは規則 29.1 を変更している。
- 12.5 規則 30.3 文中の「セール番号」を「識別番号」に置き換える。これは規則 30.3 を変更している。規則 30.3 に規定されたレース委員会の掲示は、レース委員会信号艇のスターン掲示板に掲示される。

13 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

14 フィニッシュ

- 14.1 フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
- 14.2 レース委員会はフィニッシュ記録を補佐させるため、レース委員会艇をスターボード端のフィニッシュ・マークの外側に配置することがある。

15 ペナルティー方式

- 15.1 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。但し、規則 P1 文中の『セール番号』は『識別番号またはセール番号』に置き換える。これは規則 P1 を変更している。
- 15.2 指示 19.1 の出艇申告及び帰着申告違反艇はレース委員会により PTP と記録され、確定順位の得点に 3 を加えた得点が審問なしにペナルティーとして課せられる。但し、DNF の得点より悪い得点が与えられることはない。これは規則 A5 を変更している。
- 15.3 出艇申告違反の場合は直後に行われたレース、帰着申告違反の場合は直前に行われたレース、出艇帰着ともに申告しなかった場合はその間に行われた全てのレースに対しペナルティーが与えられる。

レースが1度も行われず帰着した場合は、ペナルティーは課せられない。これは規則36と規則64.1(c)を変更している。

15.4 メダル・レースのペナルティーは『帆走指示書付属文書Q』に示す。

16 ターゲット・タイム及びタイム・リミット

16.1 予選及び決勝レース（追加のレースを含む）のフィニッシュのターゲット・タイムは60分とする。メダル・レースのターゲット・タイムは30分とする。レース委員会は、先頭艇がターゲット・タイム内にフィニッシュしそうでないときは、コースを短縮あるいはレースを中止することがある。これは規則32を変更している。

16.2 指示16.1の時間通りにならなくても、救済要求の根拠とはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。

16.3 先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』と記録される。これは、RRS35、A4及びA5を変更している。

17 抗議と救済要求

17.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。

17.2 各フリートに対して、抗議締切時刻は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から80分とする。抗議締切時刻は掲示される。

17.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。審問はセーリングハウス1階のプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。

17.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。

17.5 指示15.1に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。

17.6 指示の2、5.2、5.4、6.2(a)(2)(3)、12.2、19.1、19.2、20、22及び23の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

17.7 予選・決勝のそれぞれの最終日及び追加のレースでは、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。

(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には抗議締切時間内。

(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後20分以内。

これは、規則66を変更している。

17.8 予選・決勝のそれぞれの最終日及び追加のレースでは、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。これは、規則62.2を変更している

17.9 規則70.5に規定された通り、プロテスト委員会の判決を最終とする。

17.10 メダル・レースの抗議と救済及び再開要求は、『帆走指示書付属文書Q』による。

18 得点

18.1 規則A4.1の第1位のみ得点を0点とする。これは規則A4.1を変更している。

18.2 大会及び予選が成立するためには、3レースを完了することを必要とする。

18.3 予選シリーズ・決勝シリーズ・11位以下の追加のレース、メダル・レースとも、各レースにおけるそれぞれのフリートの参加艇数を、そのレースの参加艇数として、個別に得点が記録される。

18.4 本大会の最終順位は、以下のように順位付けされる。

(a) メダル・レースに参加を認められた艇は、規則5あるいは規則69によってメダル・レースで失格となった場合を除き、10位以内に順位付けされる。

- (b) 最終日の追加のレースのゴールド・フリートに参加した艇は、11位から順に順位が付けられる。
- (c) シルバー・フリートに参加した艇は、メダル・レースに参加を認められた艇数を含むゴールド・フリートの艇数に1を加えた数から順に順位が付けられる。

これは規則 A2 を変更している。

- 18.5 決勝シリーズの得点には、予選シリーズの順位を得点化した得点（キャリア・フォワード）が加えられる。（予選シリーズ1位0点、2位2点、3位3点、以下1ずつ加える）
- 18.6 キャリー・フォワードの得点は除外できないものとする。また、キャリア・フォワードは決勝シリーズの最初のレース得点（決勝第1レースの前）となり、タイを解くレース得点としても用いられる。これは規則 A2 及び 90.3(b)を変更している。
- 18.7 予選シリーズは、成立したレースが3レース以下の場合、レース得点の合計とし、4レース以上成立した場合は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 18.8 決勝シリーズは、成立したレースが1レースの場合、キャリア・フォワードとレース得点の合計とし、2レース以上成立した場合は、決勝レースの最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 18.9 艇は、掲示されたレースまたはシリーズ成績に誤りがあると申し立てて訂正を要請するために、レース委員会事務局で入手できる得点照会書に記入して提出することができる。
- 18.10 メダル・レースの得点は『別途帆走指示書付属文書 Q』で定める。

19 安全規定

19.1 出艇申告及び帰着申告

- (a) レースに参加しようとする艇長は、出艇前に出艇申告受付所にて『出艇申告書』にサインしなければならない。出艇申告はその日のレースのスタート予告信号予定時刻の80分前より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に、出艇申告しなければならない。
- (b) 艇長は、帰着後速やかに『帰着申告書』にサインしなければならない(修理等による一時帰着は除く)。その日の最終レース終了後に帰着申告する場合は、抗議締切時刻までに完了させなければならない。レース委員会はこの時間を延長することができる。

- 19.2 レースに参加（出艇）しない艇、及びレースを途中でリタイアした艇は、レース委員会に『リタイア報告書』を提出しなければならない。海上でリタイアした艇は、可能であれば、できるだけ早くその旨をレース委員会艇にも伝えなければならない。
- 19.3 レース委員会は、危険と判断した艇に対して、出艇禁止の勧告を行うことができる。また、レース委員会及びプロテスト委員会は、水上において艇及び乗員が危険な状態であると判断した場合、艇に対してリタイアを勧告できる。且つ、緊急救助の必要があると判断した場合は、競技者の意思に拘わらず強制的に救助を行うことができる。艇は、救助されたことを救済要求の根拠としてはならない。これは、規則 62.1(a)を変更している。

20 装備と計測

- 20.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に行わなければならない。
- 20.2 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上では、艇は、レース委員会のエキップメント・インスペクターまたはメジャラーにより、検査のために直ちに指定エリア（フィニッシュ・アウトター・マークの風下側）に向かうことを指示されることがある。

21 運営艇の標識

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会艇 …………… 白色旗

※スタート・ラインに位置している場合は掲揚しない。

プロテスト委員会艇 ……………白地に赤字で P と書かれた旗

22 支援艇

- 22.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録し、海上ではピンク色旗を掲揚しなければならない。(旗はレース委員会事務局で支給する)
- 22.2 支援艇はレース委員会が許可した場合を除き、先発フリートの予告信号から、すべてのレース艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、添付図 E のスタート・エリア、及び入船禁止エリアに入ってはならない。
- 22.3 レース委員会信号艇に数字旗 8 が掲揚された場合は、全ての支援艇は、救助活動に従事しなければならない。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。この場合、指示 22.2 と 22.4 は適用しない。
- 22.4 支援艇は、レース委員会の無線通話を傍受してはならない。
- 22.5 指示 22.1、22.2、22.4 に従わなかった場合、レース委員会及びプロテスト委員会は、違反した支援艇に関連する全てのレース艇に対し、抗議することができる。

23 ゴミ投棄禁止

ゴミは支援艇、レース委員会艇に渡してもよい。

24 無線通信

全てのレース艇は、水上でのワイヤレスの通信機器 (携帯電話を含む) の所持及び使用を禁止する。

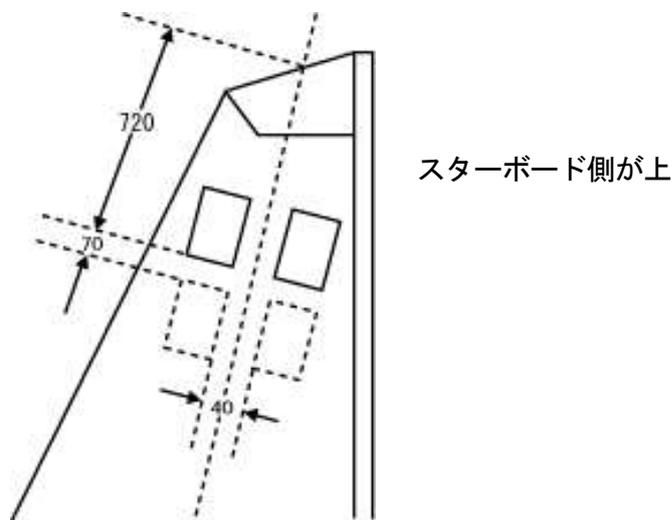
25 賞

レース公示による。

26 責任の否認

この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4 [レースをすることの決定] 参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

添付図 A 識別番号貼付図



添付図B 予選スタート予定表

Race	Aフリート (先行) Division		Bフリート (後行) Division	
1R	赤	青	黄	緑
2R	赤	黄	青	緑
3R	赤	緑	青	黄
4R	黄	緑	赤	青
5R	青	緑	赤	黄
6R	青	黄	赤	緑

添付図C レース・エリア

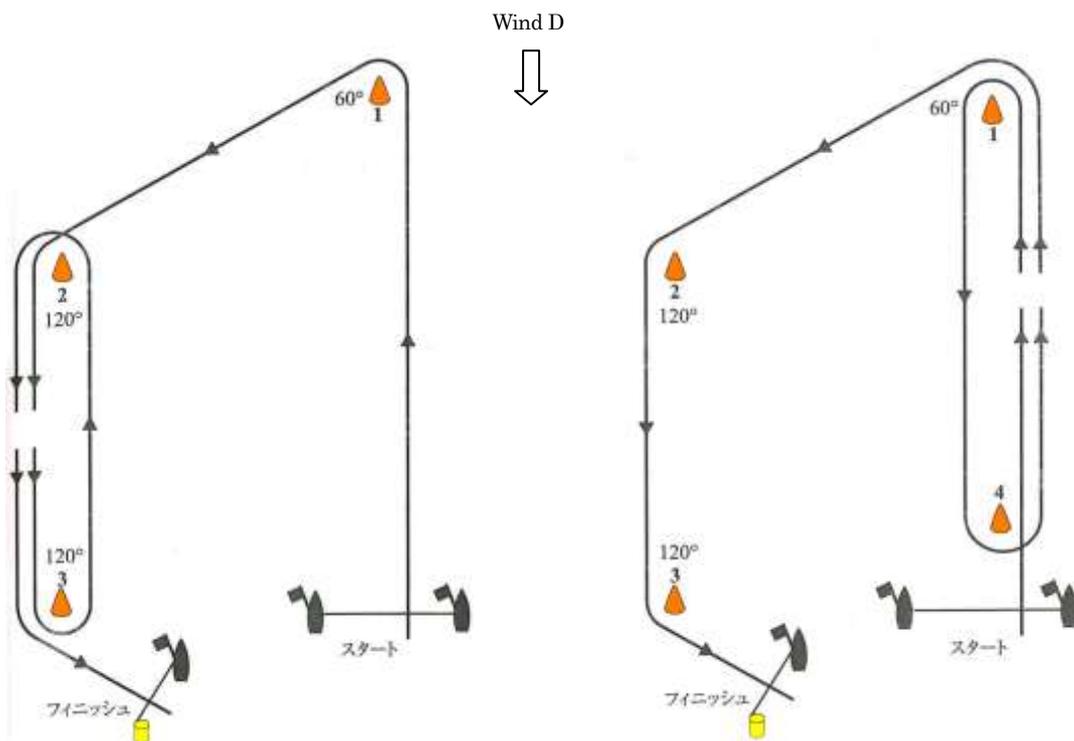
レース公示添付図Aに示す。

添付図D コース

トラペゾイド・コース

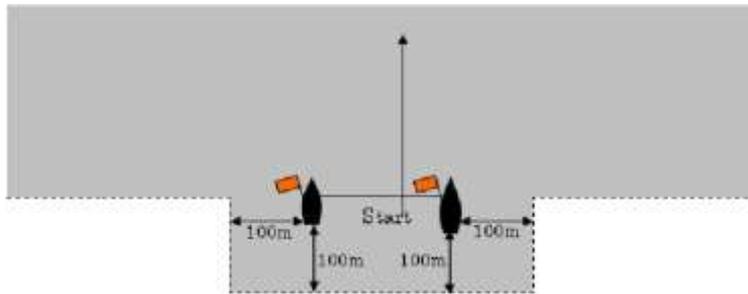
アウター・ループ
(数字旗1を掲揚する)
Start-1-2-3-2-3-Finish

インナー・ループ
(数字旗2を掲揚する)
Start-1-4-1-2-3-Finish

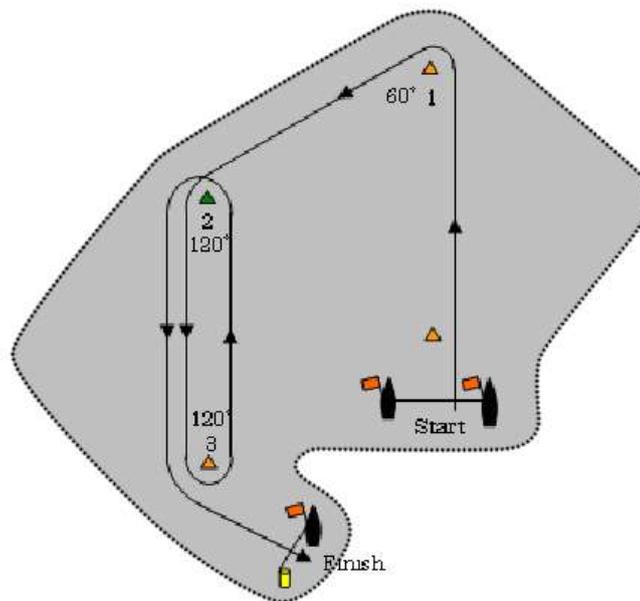


添付図E スタート・エリア、入船禁止エリア ( で示す)

- ① 指示 12.2、22.2 に規定するスタート・エリア



- ② 指示 22.2 に規定する入船禁止エリア (艇が帆走するであろう範囲を **100m** 広げた範囲)



帆走指示書付属文書 Q

この付属文書は規則 86.2 と ISAF 規定 28.1.3 に従って、ISAF により承認されている。

2013 年 1 月 21 日版

この帆走指示は、定義「プロパー・コース」および規則 20、20.2、28.2、44、60、61、62、63、64.1、65、66、70、78.3、B5 を変更している。

Q1 競技規則の変更

規則の変更は、指示 Q2、Q3、Q4、Q5 でも行われる。

Q1.1 定義および第 2 章と第 4 章の規則の変更

- (a) 定義「プロパー・コース」に以下を追加する。
「ペナルティーを履行またはペナルティーを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。」
- (b) 規則 20 が適用される場合、次の腕信号が声をかけることに加えて必要とされる。

- (1) 「タックするためのルーム」には、風上を繰り返し、はっきりと指すこと。
- (2) 「ユー・タック (タックせよ)」には、相手艇を繰り返し、はっきりと指し、腕を風上へ振ること。

Q1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

- (a) 規則 44.1 の最初の文を次のように置き換える。
「レース中に、第 2 章の規則 (損傷または障害をおこした場合の規則 14 を除く) または規則 31 または規則 42 に違反したかもしれない艇は、1 回転ペナルティーを履行する事ができる。」
- (b) ボードについては、1 回転ペナルティーはタックとジャイブを必要としない 1 回の 360 度回転とする。
- (c) 規則 60.1 を次のように置き換える。
「艇は、指示 Q2.1 と Q2.4 に従っている場合に限り、他艇を抗議したり、救済要求をすることができる。」
- (d) 規則 61.1(a) の 3 番目の文と規則 61.1(a)(2) の全文を削除する。規則 B5 を削除する。
- (e) 規則 62.1(a),(b) と (c) を削除する。この付属文書が適用されているレースに対しては、これらの規則の何れかに基づいて以前のレースで与えられた救済の得点修正は行われぬ。
- (f) 規則 64.1(a) を「艇を免罪する規定は審問なしにアンパイアが適用することができる」と変更し、この付属文書中の矛盾する指示に優先する。
- (g) 規則 P1 から P4 は適用しない。

Q2 艇による抗議と救済

- Q2.1 レース中、艇は規則 14 を除く第 2 章の規則、規則 31 または規則 42 に基づき他艇を抗議することができる；しかしながら、艇は関与したインシデントに対してのみ第 2 章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、その艇はそれぞれに対し最初の適切な機会に「プロテスト (抗議)」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後またはアンパイアの判定後の最初の適切な機会の前またはその時に赤色旗を降下しなければならない。ただし、ボードは赤色旗を掲揚する必要はない。
- Q2.2 指示 Q2.1 のとおりに抗議する艇は、審問の資格はない。その代りにインシデントに関与した艇は、規則 44.2 で示されている 1 回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。抗議された艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは指示 Q3.1 に規定されたとおり、艇にペナルティーを与えるかどうかを判定して信号を発する。
- Q2.3 フィニッシュ・ラインにおいて、レース委員会は、各艇にフィニッシュ順位または得点記録の略語を選手に知らせる。このことがすべての艇に対して行われた後、レース委員会は音響信号 1 声と共に B 旗を速やかに掲揚する。その 2 分後、B 旗は音響信号 1 声と共に降下される。
- Q2.4 次のことをしようとする艇は、B 旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に対し声を掛けなければならない。
 - (a) 指示 Q3.2 もしくは Q4.2(a) に基づき、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に基づき他艇を抗議する。
 - (b) 損傷または障害を伴う接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する。
 - (c) 救済要求をする。
 指示 Q5.4 と Q5.5 に基づく抗議に対し、同じタイム・リミットを適用する。プロテスト委員会は正当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長することができる。

- Q2.5 レース委員会は、指示 Q2.4 に基づき行われた抗議や救済要求についてプロテスト委員会に速やかに知らせなければならない。

Q3 アンパイアの信号と課したペナルティー

- Q3.1 アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。
- (a) 長音 1 声を伴う緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
 - (b) 長音 1 声を伴う赤色旗は、「ペナルティーが課せられた、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのようなそれぞれの艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
 - (c) 長音 1 声を伴う黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
- Q3.2 (a) 指示 Q3.1(b)に基づきペナルティーを課せられた艇は、規則 44.2 に記述されているとおりに、1 回転ペナルティーを履行しなければならない。
- (b) 指示 Q3.1(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

Q4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議、マークの回航または通過

- Q4.1 艇が次のことをした場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティーを課することができる。
- (a) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない。
 - (b) 規則 42 に違反する。
 - (c) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となる。
 - (d) 故意に規則違反する。
 - (e) スポーツマンシップの違反を犯す。
 - (f) 指示 Q3.2 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない。

アンパイアは、指示 Q3.1(b)に従って信号を発することにより、規則 44.2 に記述されているとおりに履行すべき 1 つ以上の 1 回転ペナルティーを課すか、または指示 Q3.1(c)に基づきその艇を失格とするか、あるいはそれ以上の処置のためにプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確にペナルティーを履行したために指示 Q4.1(f)に基づきペナルティーを課された場合、最初のペナルティーは取り消される。

- Q4.2 (a) 艇は、正しくない側でマークを回航または通過してはならない。そうした場合には、その艇は規則 28.2 の規定のとおりに誤りを正すことができる。ただし、次のマークを回航もしくは通過する前、またはフィニッシュする前に行う場合に限る。
- (b) 艇が指示 Q4.2(a)に違反し、次のマークを回航もしくは通過する前、またはフィニッシュする前に誤りを正さなかった場合、アンパイアは指示 Q3.1(c)に基づきその艇を失格とすることができる。
- Q4.3 自身の観察またはあらゆる情報源から受け取った報告に基づき、艇が指示 Q3.2 もしくは Q4.2(a)に違反したかもしれない、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判断したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置のためにプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除く、規則 14 違反の申し立てはプロテスト委員会に通知しない。

Q5 抗議、救済要求または審問の再開、上告、その他の手続き

- Q5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。
- Q5.2 艇は、アンパイアまたはプロテスト委員会の不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。規則 66 の 3 番目の文を次のように変更する。「審問の当事者は審問再開を求めることはできない。」
- Q5.3 (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
 (b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で、証言を得たり審問を進めることができ、その決定を口頭で伝えることができる。
 (c) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判断した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、別の調整はペナルティーを課さないということもあり得る。
- Q5.4 レース委員会は、規則 43.1(c)または規則 78.3 に基づく報告を受けた場合を除いて、艇を抗議することはできない。
- Q5.5 プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、指示 Q3.2 もしくは Q4.2(a)の違反、指示 Q2.1 に挙げられた規則の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く規則 14 の違反に関して艇を抗議しない。

Q6 得点

- Q6.1 規則 A4.1 を変更し得点を 2 倍で記録する。第 1 位の得点は 0 点とする。
- Q6.2 メダル・レースの得点は、除外できない得点とする。
- Q6.3 メダル・レースに参加を認められた艇の得点のタイは、規則 A8 を変更し、メダル・レースの得点で解く。それでもタイが残っている場合には、決勝レースの得点を含め、規則 A8 に従ってタイを解く。

Q7 コース

コースは風上—風下コースとする。

Start—1—2—1—Finish

